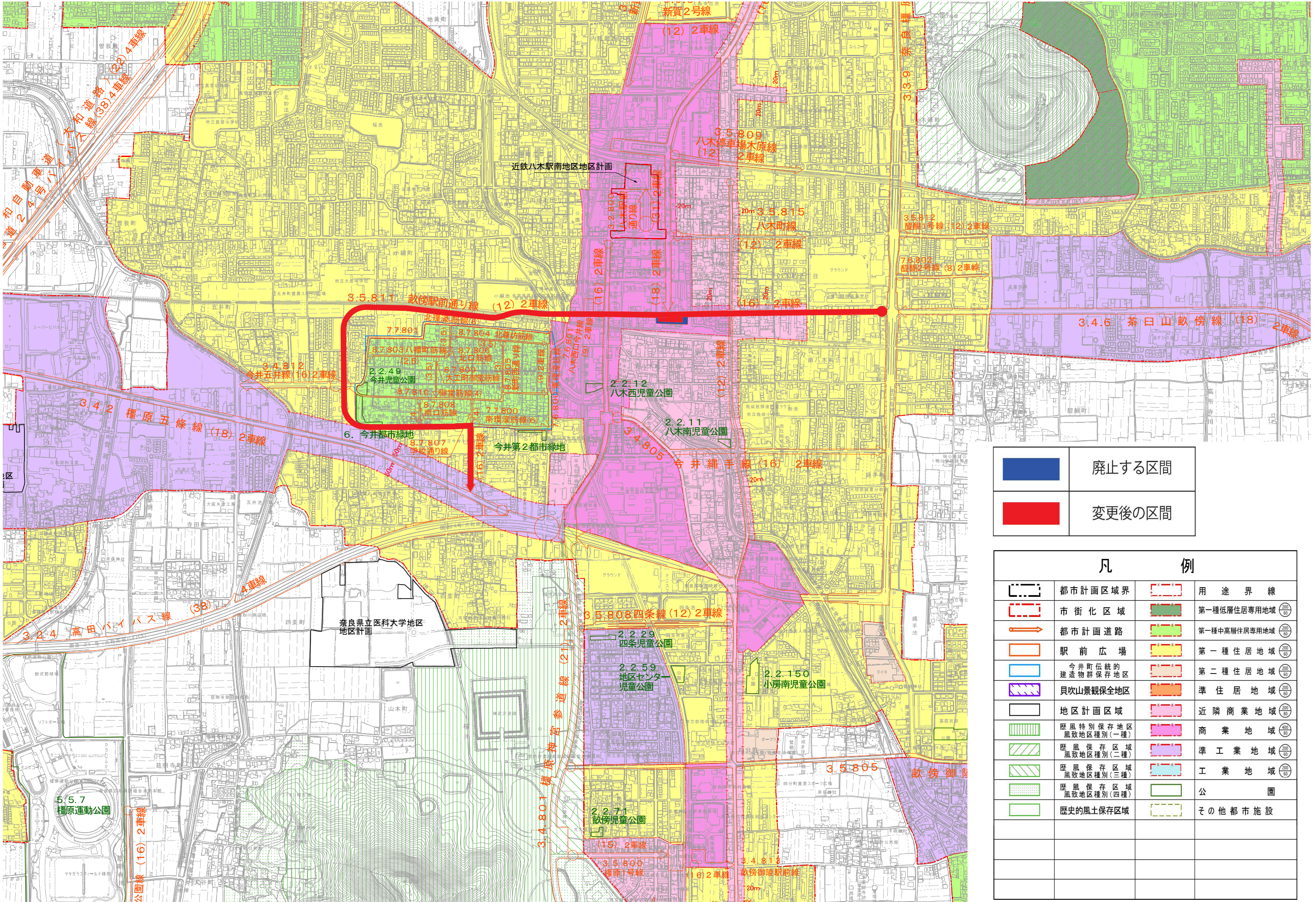


議案第 2 号

大和都市計画道路の変更

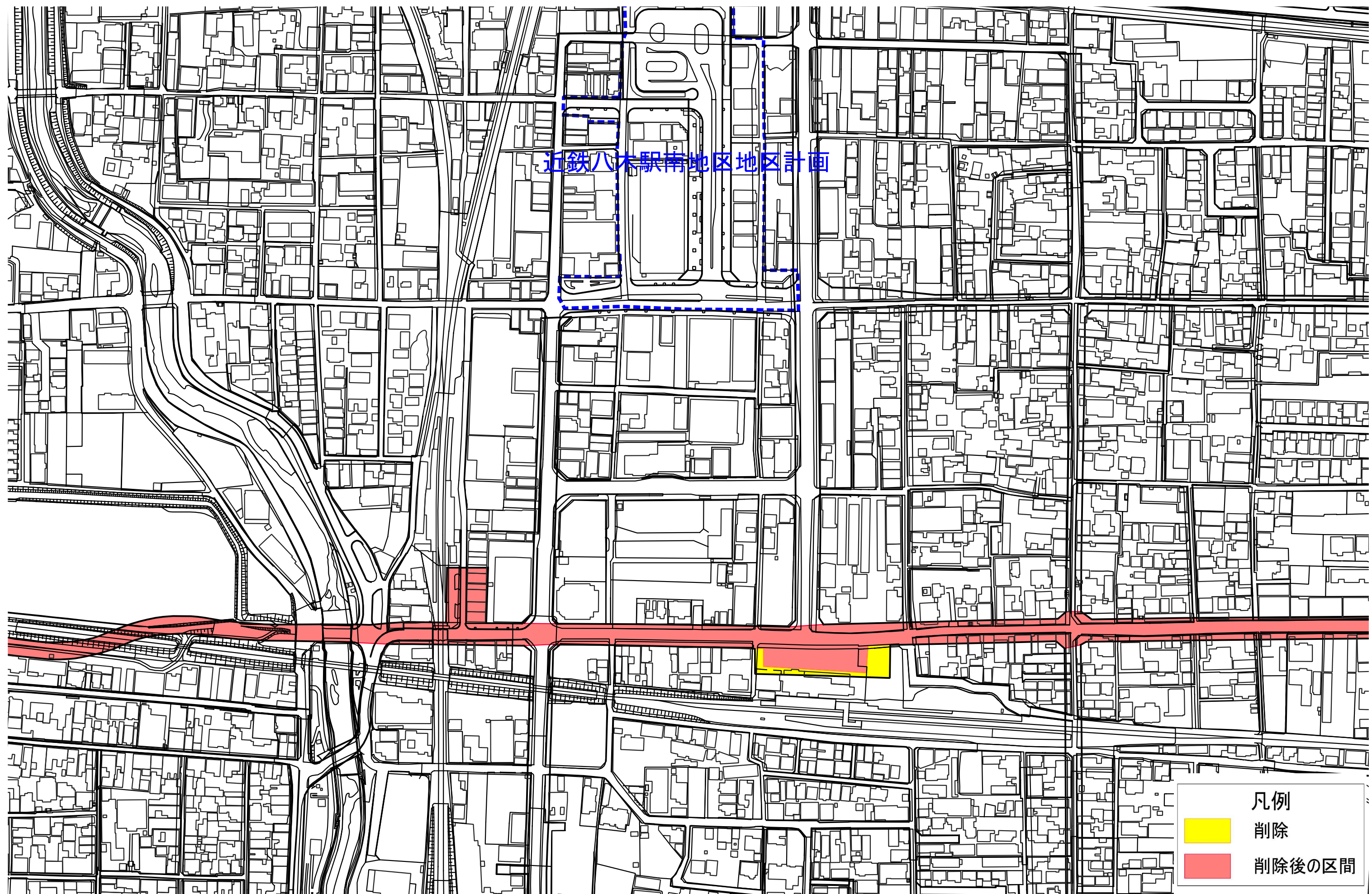
大和都市計画 都市計画道路の変更（橿原市決定）
総 括 図 （抜粋） S=1/10,000



	廃止する区間
	変更後の区間

凡 例			
	都市計画区域界		用 途 界 線
	市 街 化 区 域		第一種低層住居専用地域 (200/50)
	都市計画道路		第一種中高層住居専用地域 (200/50)
	駅 前 広 場		第一種住居地域 (200/50)
	今井町伝統的建造物群保存地区		第二種住居地域 (200/50)
	貝吹山景観保全地区		準 住 居 地 域 (200/50)
	地区計画区域		近 隣 商 業 地 域 (200/80)
	歴風特別保存地区風致地区種別(一種)		商 業 地 域 (400/80)
	歴風保存区域風致地区種別(二種)		準 工 業 地 域 (200/50)
	歴風保存区域風致地区種別(三種)		工 業 地 域 (200/50)
	歴風保存区域風致地区種別(四種)		公 園
	歴史的風土保存区域		そ の 他 都 市 施 設

大和都市計画 都市計画道路の変更（橿原市決定）
計 画 図 （抜粋） S=1/2,500



大和都市計画道路の変更（橿原市決定）
都市計画道路3・5・811 畝傍駅前通り線を、次のように変更する。

種別	名称		位置			区域	構造				備考
	番号	路線名	起点	終点	主な 経過地	延長	構造 形式	車線 の数	幅員	地表式の区間における 鉄道等との交差の構造	
幹線街路	3・5・811	うねびえきまえ 畛傍駅前 どおりせん 通り線	かしはらし 橿原市 だいちちょう 醍醐 町	かしはらし 橿原市 しじょうちょう 四条 町	かしはらしやぎちよういっちようめ 橿原市八木町一丁目、 にちようめ さんちようめ しょうこ 二丁目、三丁目、小綱 町、今井町 一丁目、 よんちようめ さんちようめ にちようめ 四丁目、三丁目、二丁目	約 2,590m	地表式	2車線	12.0m (12.0m～ 16.0m)	近鉄橿原線と平面交差 ＪＲ桜井線と立体交差 幹線街路と平面交差6 箇所	
			なお、ＪＲ畛傍駅北側（橿原市八木町二丁目地内）に約1,200㎡の駅前広場を、近鉄八木西口駅東側（橿原市八木町一丁目地内）に1,200㎡の駅前広場を、今井町三丁目に3,200㎡の交通広場を設ける。								

「区域及び構造は計画図表示のとおり」

理由
別添理由書の通り

都市計画道路 畝傍駅前通り線の変更理由書

1. 路線の概要

都市計画道路 畝傍駅前通り線は、起点を醍醐町、終点を四条町とする標準幅員12m、延長約2590mの幹線道路であり、昭和37年に当初都市計画決定されている。

2. 都市計画道路変更の内容

(1) 変更の理由

橿原市では「人とともに、歴史とともに、やさしく強いまち かしはら」をまちづくりの理念とし実現するため、「みんなが安全に、快適な環境で生活できるまち」を基本構想のひとつとして都市計画事業に取り組んでいる。また、市内を快適に移動することができることを目指す姿として、交通機関相互の連携機能の強化と駅を中心とした良好な交通環境の維持に取り組んでいる。

都市計画道路においても、計画的、効率的に整備するため、事業の推進に努めてきた。しかしながら、現在と都市計画道路の計画当時では、社会・経済状況が大きく変化している。周辺事業の状況や、現状の社会・経済状況を鑑みて、駅前広場の必要な規模を検証した。その結果、適切な規模の駅前広場に面積の見直しを行うものである。

(2) 変更の内容

都市計画道路 畝傍駅前通り線については以下の変更を行う。

- ・畝傍駅前広場 約2,400㎡を約1,200㎡に変更する。